

船橋市電話 de 詐欺特別対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 船橋市内における電話 de 詐欺（特殊詐欺をいう。）の被害は年々増加しており、市民の財産に多大な被害を生じさせる電話 de 詐欺の撲滅を図るため、船橋市電話 de 詐欺特別対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置し、各団体の情報共有及び連携体制を強化することで「チーム船橋」として、一丸となって、この卑劣な犯罪に全力で立ち向かっていくものとする。

(所掌事務)

第2条 対策協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電話 de 詐欺の被害防止に関すること。
- (2) 電話 de 詐欺等と疑われる不審電話の発生防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他電話 de 詐欺の対策に関すること。

(組織)

第3条 対策協議会は、別表の警察機関、行政機関、町会・自治会等及びその他防犯活動団体の代表者で組織する。

(会議)

第4条 対策協議会は、必要に応じて市長が招集し、議事の進行及び整理は、市民安全推進課が行う。

2 対策協議会は、第2条に規定する事項を協議する上で必要があると認めるときは、対策協議会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策協議会の庶務は、市民生活部市民安全推進課に置くものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

別表

区分	団体等の名称	備考
行政機関	船橋市市民生活部市民安全推進課	
	船橋市市民生活部自治振興課	
	船橋市福祉サービス部地域福祉課	
	船橋市健康・高齢部高齢者福祉課	
	船橋市健康・高齢部包括支援課	
	船橋市経済部消費生活センター	
	千葉県環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室	
警察	船橋警察署	
	船橋東警察署	
地域住民等	船橋市自治会連合協議会	
	船橋市民生児童委員協議会	
	船橋市社会福祉協議会	
	船橋市老人クラブ連合会	